

利用料金

(1) 障害児通所給付費支給対象サービスに係る利用者負担額

サービスを提供した際に受領する費用の額は、厚生労働大臣が定める基準によります。通所給付決定保護者の属する世帯の所得に応じて、負担上限月額が設定され、利用料の1割と負担上限月額のいずれか額の小さいほうが、1月あたりの利用者負担額になります。利用料の1割が負担上限月額を超える場合は負担上限月額以上の負担は発生しません。

利用者負担額として児童の保護者等から徴収した額以外については、各市町村から代理受領するものとします。(※負担上限月額等に関する詳細については、お住まいの市町村窓口までお問合せください。)

項目		単位数	
放課後等 デイサービス	授業の終了後	604単位	
	学校休業日	721単位	
加 算	児童指導員等加配加算 (保育士の配置)	187単位	
	福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (有資格者の児童指導員を配置)	10単位	
	利用者負担上限管理加算 (複数の事業所を利用し上限管理をする場合)	150単位	
	① 欠席時対応加算Ⅰ(月4回) (2日前以降のキャンセルの場合)	① 94単位	
	② 欠席時対応加算Ⅱ(急病等によりサービス提供時間が30分以内となった場合)	② 94単位	
	送迎加算(片道)	54単位(同一敷地内70%)	
	延長支援加算	延長1時間未満	61単位
		延長1時間以上2時間未満	92単位
		延長2時間以上	123単位
	関係機関連携加算(年1回) *(学校等と連携して支援会議を行った場合)	200単位	
事業所内相談支援加算 (事業所内で相談や面談を行った場合)	35単位 (月一回を限度)		
福祉介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (職員の処遇を改善する)	月利用単位の8.4%		

① サポート加算Ⅰ（該当者のみ）	① 100単位
② サポート加算Ⅱ（該当者のみ）	② 125単位
強度行動障害加算（該当者のみ）	155単位
福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	月利用単位の1.3%

※当事業所の1単位は10円です。

※サービス提供に要する額として、事業所が保護者に代わり市区町村から受領した障害児通所給付費の額については、書面にて保護者にその都度通知します。

（2）利用者自己負担のサービスについて

内 容	料 金
活動費	月 200円（税別） 1年分まとめて集金いたします。
食事（希望者のみ）	昼食 600円
その他	実費相当額

（3）欠席時の対応について

急病等により、利用を予定していた日の前々日、前日又は当日に欠席の連絡をいただいた場合について、電話等により利用児童の状況を確認し、次回の利用の相談援助を行い、その内容を記録した場合は、月に4回を限度として欠席時対応加算を算定させていただきます。

（4）上限管理について

利用者負担上限額管理加算（一月につき150単位）複数の事業所を利用され、利用者負担額合計額の管理を依頼され、行った場合加算されます。